

北里大学と順天中学校・高等学校との教育連携に関する協定書

北里大学（以下「大学」という。）と順天中学校・高等学校（以下「学校」という。）は、連携事業を通じて相互交流や双方の教育の活性化を図り、これからの中高大連携に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

1. 大学と学校は、相互の友好関係にもとづき、連携事業を実施する。

2. 連携事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 「探究活動」等における教職員及び学生と生徒の交流
- (2) 教育についての情報交換及び交流
- (3) その他双方が協議し合意した事項

3. 連携事業の具体的な内容については覚書を取り交わす。

4. この協定の有効期間は、2023年6月1日から始まり2024年3月31日をもって終まる。

ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに大学・学校のうち一方又は両者から協定の改廃の申し入れがないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

5. この協定の定めにない事項若しくはこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議し、解決を図る。

この協定書は2通作成し、各々1通を保有する。

2023年5月23日

北里大学

学長

島袋香子



順天中学校・高等学校

校長

長塚篤夫

